

同意案第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北海道札幌市 [REDACTED]
[REDACTED]

氏 名 いの こ みち お
猪 子 道 夫

昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

猪子道夫委員の任期満了（令和2年12月23日）に伴い、引き続き選任するものです。

議案第 1 号

北広島市都市計画マスタープランの策定について

北広島市都市計画マスタープランを別冊のとおり定めるため、北広島市議会の議決すべき事件に関する条例(平成30年北広島市条例第2号)第2条第2号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

都市計画法第18条の2の規定による市町村の都市計画に関する基本方針として北広島市都市計画マスタープランを定めるものです。

議案第 2 号

北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)、北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号)、北広島市特別職の給与に関する条例(昭和28年広島村条例第3号)及び北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和55年広島町条例第2号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

令和2年人事院勧告及び諸情勢を踏まえ職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(管理職員にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>(管理職員にあっては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>

第2条 北広島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(管理職員にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 略</p>

(北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第14条の2第2項</td> <td style="text-align: center;">100分の125</td> <td style="text-align: center;">100分の165</td> </tr> </table>	略			第14条の2第2項	100分の125	100分の165	<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第14条の2第2項</td> <td style="text-align: center;">100分の130</td> <td style="text-align: center;">100分の170</td> </tr> </table>	略			第14条の2第2項	100分の130	100分の170
略													
第14条の2第2項	100分の125	100分の165											
略													
第14条の2第2項	100分の130	100分の170											

改正後	改正前
略	略

第4条 北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)				
第9条 略	第9条 略				
2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
略	略				
第14条の2第2項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 100px;">100分の127.5</td> <td style="width: 100px;">100分の167.5</td> </tr> </table>	100分の127.5	100分の167.5	第14条の2第2項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 100px;">100分の125</td> <td style="width: 100px;">100分の165</td> </tr> </table>	100分の125	100分の165
100分の127.5	100分の167.5				
100分の125	100分の165				
略	略				

(北広島市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第5条 北広島市特別職の給与に関する条例(昭和28年広島村条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 略	第3条 略
2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額とする。	2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額とする。

第6条 北広島市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 略	第3条 略
2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。	2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額とする。

(北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和55年広島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 略	第5条 略
2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の	2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の

改正後	改正前
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第8条 北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 号

北広島市道路占用料徴収条例及び北広島市都市公園条例 の一部を改正する条例について

北広島市道路占用料徴収条例（昭和 5 9 年広島町条例第 1 5 号）及び北広島市都市公園条例（昭和 4 7 年広島町条例第 2 8 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）の一部改正等に伴い、
所要の改正を行うものです。

北広島市道路占用料徴収条例及び北広島市都市公園条例の一部を改正する条例

(北広島市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 北広島市道路占用料徴収条例(昭和59年広島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)	占用物件	占用物件	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	第1種電柱	1本につき1年
	第2種電柱	第2種電柱	1本につき1年
	第3種電柱	第3種電柱	1本につき1年
	第1種電話柱	第1種電話柱	1本につき1年
	第2種電話柱	第2種電話柱	1本につき1年
	第3種電話柱	第3種電話柱	1本につき1年
	その他の柱類	その他の柱類	1本につき1年
	共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	地下に設ける電線その他の線類	1個につき1年
	路上に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年
地下に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	1個につき1年	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	
郵便差出箱及び信書便差出箱	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	
広告塔	広告塔	1個につき1年	
その他のもの	その他のもの	1個につき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第32条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年
外径が0.07メートル未満のもの	外径が0.07メートル未満のもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年

改正後

改正前

外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	82円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	71円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	110円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	95円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	190円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	170円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	270円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	240円
外径が1メートル以上のもの	550円	外径が1メートル以上のもの	470円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	910円	法第32条第1項第4号に掲げる施設	790円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	930円	法第32条第1項第5号に掲げる施設	870円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	560円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	520円
法第32条第1項第7号に掲げる施設	19円	法第32条第1項第7号に掲げる施設	17円
その他のもの	190円	その他のもの	170円
道路法施行看板(アーチであるもの)	190円	道路法施行看板(アーチであるもの)	170円
政令第479号を除外するもの	1,900円	その他のもの	1,700円
以下「令」という。)	730円	以下「令」という。)	630円
第7号に掲げる施設	19円	第7号に掲げる施設	17円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	190円	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	170円
その他のもの	190円	その他のもの	170円
幕(令第7号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	190円	幕(令第7号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	170円

改正後

改正前

アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	1,900円 930円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	910円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91円

備考 略

アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	1,700円 870円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	790円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	170円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			79円

備考 略

(北広島市都市公園条例の一部改正)

第2条 北広島市都市公園条例(昭和47年広島町条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

別表第2(第14条関係)		単位	金額
第1種電柱	占用区分	1本につき1年	510円
第2種電柱			790円
第3種電柱			1,100円
第1種電話柱			460円
第2種電話柱			730円
第3種電話柱			1,000円
その他の柱類			46円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5円
地下に設ける電線その他の線類			3円
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	910円
公衆電話所			
郵便差出箱			380円
水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	19円
その他これらから外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			27円

別表第2(第14条関係)

別表第2(第14条関係)		単位	金額
第1種電柱	占用区分	1本につき1年	440円
第2種電柱			680円
第3種電柱			920円
第1種電話柱			400円
第2種電話柱			630円
第3種電話柱			870円
その他の柱類			40円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円
地下に設ける電線その他の線類			2円
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	790円
公衆電話所			
郵便差出箱			330円
水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	17円
その他これらから外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			24円

改正後		改正前	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	41円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	36円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	55円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	47円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	82円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	71円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	110円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	95円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	190円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	170円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	270円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	240円
外径が1メートル以上のもの	550円	外径が1メートル以上のもの	470円
略		略	
標識		標識	
太陽電池発電施設	1本につき1年 占有面積1平方メートルにつき1年	太陽電池発電施設	1本につき1年 占有面積1平方メートルにつき1年
燃料電池発電施設、蓄電池又は熱供給施設で地下に設けられるもの		燃料電池発電施設、蓄電池又は熱供給施設で地下に設けられるもの	
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北広島市道路占有料徴収条例及び第2条の規定による改正後の北広島市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る占有料については、同日前の許可に係る占有料については、なお従前の例による。

議案第 4 号

北広島市準用河川占用料等徴収条例及び北広島市普通河川管理条例の一部を改正する条例について

北広島市準用河川占用料等徴収条例(平成12年北広島市条例第7号)及び北広島市普通河川管理条例(平成12年北広島市条例第24号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

河川法施行条例(平成12年北海道条例第25号)の一部改正に鑑み、所要の改正を行うものです。

北広島市準用河川占用料等徴収条例及び北広島市普通河川管理条例の一部を改正する条例

(北広島市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第1条 北広島市準用河川占用料等徴収条例(平成12年北広島市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 土地占用料(年額)				1 土地占用料(年額)			
区分	単位	単価及び算出方法	摘要	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
鉱泉地	1口	類似の土地の価格(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の6を乗じて得た額		鉱泉地	1口	類似の土地の価格(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額	
工作物の伴う敷地(外径1メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。)	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあつては、20円)		工作物の伴う敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の5を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあつては、20円)	
工作物の伴わない敷地		近傍価格に100分の5を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)		工作物の伴わない敷地		近傍価格に100分の3を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)	
農耕用敷地		近傍類似の土地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定により北広島市農業委員会が情報の提供を行った借賃をいう。以下同じ。)を勘案して市長が定める額		農耕用敷地		近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。))第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき北広島市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額(その定めがなかったときは、類似の農業委員会が定めていた小作料の標準額)をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額	

改正後

改正前

	改正後	改正前
採草及び放牧用敷地	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の30を乗じて得た額
鉄道及び軌道用敷地	80円	70円
管（外径が0.07メートル未満のもの	19円	25円
4メートル未満のもの	27円	
1メートル未満のもの	41円	
のみに限る。）		
埋設のもの	55円	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	82円	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	110円	
外径が0.3メートル以上のもの		
第1種電柱	510円	600円
第2種電柱	790円	
第3種電柱	1,100円	
第1種電話柱	460円	
第2種電話柱	730円	
第3種電話柱	1,000円	
その他の柱類	46円	
採草及び放牧用敷地	1メートル	1メートル
鉄道及び軌道用敷地		
管の埋設		
電柱	1本	1本
第1種電柱	単位は、1本	単位は、1本
第2種電柱	単位は、1本	単位は、1本
第3種電柱	単位は、1本	単位は、1本
第1種電話柱	単位は、1本	単位は、1本
第2種電話柱	単位は、1本	単位は、1本
第3種電話柱	単位は、1本	単位は、1本
その他の柱類	単位は、1本	単位は、1本

改正後

改正前

共架電線その他上空に設ける線類	メートル	5円
鉄塔	1基	910円

鉄塔	1基	1,200円
----	----	--------

備考

備考

- 1 1件が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は1件に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 2 占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、その分を月割で計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 3 単価を算出するに当たっては、近傍価格が前年度の当該占用に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.2を乗じて得た額(以下「調整近傍価格」という。)を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。
- 4 この表において「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものをいい、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 この表において「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものをいい、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 6 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

- 1 1件が1平方メートル又は1メートル未満のものである場合は、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

- 2 許可期間に1年未満の端数があるときは、その分を月割りで計算する。

2 土石採取料その他の河川産出物採取料

2 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	1立方メートル	143円	客土用又は盛土用土砂で砂利の入らないもの

区分	単位	単価	摘要
土砂	1立方メートル	110円	

改正後		改正前		
砂	直径0.5センチメートル未満のもの	176円	直径0.5センチメートル未満のもの	140円
切込砂利	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂交じりのもの	176円	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂を含まないもの	140円
砂利	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂を含まないもの	176円	直径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの	140円 栗石を含む。
栗石	直径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの	176円	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの	180円
玉石	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの	231円	直径30センチメートル以上のもの	770円
転石	直径30センチメートル以上のもの	979円	芝草	50円
芝草	1平方メートル	55円	木杭	100円
木杭	1束	110円	粗朶	60円
粗朶	胴径30センチメートルで元口径4センチメートル以内、長さ1.2メートルのものを標準とする。	66円	帯梢	100円
帯梢	胴径30センチメートルで長さ3.5メートルのものを標準とする。	66円	凍氷	50円
凍氷	1束(25本)	110円	雑草	70円
雑草	100キログラム	77円	その他	市長が定める額
その他	市長が定める額			市長が定める額

(北広島市普通河川管理条例の一部改正)
 第2条 北広島市普通河川管理条例(平成12年北広島市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第18条関係) 1 土地占用料(年額)				別表(第18条関係) 1 土地占用料(年額)			
区分	単位	単価及び算出方法	摘要	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
鉱泉地	1口	類似の土地の価格(昭 和25年法律第226号)第349条に規定する 固定資産課税台帳に登録された価格 をいう。以下同じ。)に100分の6を乗 じて得た額		鉱泉地	1口	類似の土地の価格(昭 和25年法律第226号)第349条に規定する 固定資産課税台帳に登録された価格 をいう。以下同じ。)に100分の5を乗 じて得た額	
工作物の伴う敷地(外 径1メートル以上の管 を埋設する場合の敷地を 含む。)	1平方 メートル	近傍類似の土地の1平方 メートル当りの価格(以下「近傍 価格」という。)に100分の6を乗 じて得た額(その額が20円に満 たない場合は、20円)		工作物の伴う敷地	1平方 メートル	近傍類似の土地の1平方 メートル当りの価格(以下「近傍 価格」という。)に100分の5を乗 じて得た額(その額が20円に満 たない場合は、20円)	
工作物の伴わない敷地		近傍価格に100分の5を乗 じて得た額(その額が10円に満 たない場合は、10円)		工作物の伴わない敷地		近傍価格に100分の3を乗 じて得た額(その額が10円に満 たない場合は、10円)	
農耕用敷地		近傍類似の土地の1平方 メートル当りの借賃(昭 和27年法律第229号)第52条の 規定により北広島市農業委員 会が情報の提供を行った借 賃をいう。以下同じ。)を勘 案して市長が定める額		農耕用敷地		近傍類似の土地の1平方 メートル当りの小作料の標準額 (農地法等の一部を改正する 法律(平成21年法律第57号。以 下「改正法」という。)第1条の 規定による改正前の農地法(昭 和27年法律第229号)第23条 第1項の規定に基づき北広島市 農業委員会が改正法の施行の 日の前日において定めていた 小作料の標準額(その定めが なかつたときは、類似の農業 委員会が定めていた小作料の 標準額)をいう。以下同じ。)に 100分の50を乗じて得た額	
採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している 土地の1平方メートル当り の借賃を勘案して市長が 定める額に100分の60を乗 じて得た額		採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している 土地の1平方メートル当り の小作料の標準額に100分 の30を乗じて得た額	

改正後

改正前

鉄道及び軌道用敷地				80円					
管（外径が0.07メートル未満のもの）	1メートル			19円					
4メートル未満のもの				27円					
0.1メートル未満のもの				41円					
0.15メートル未満のもの				55円					
0.2メートル未満のもの				82円					
0.3メートル未満のもの				110円					
0.3メートル以上のもの									
第1種電柱	1本			510円					単位は、H柱にあ
第2種電柱				790円					っては2
第3種電柱				1,100円					本分、支
第1種電話柱				460円					線及びび
第2種電話柱				730円					支柱に
第3種電話柱				1,000円					あって
その他の柱類				46円					は2分の
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル			5円					1本分と
鉄塔	1基			910円					する。

備考

1 1件が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は1

備考

1 1件が1平方メートル又は1メートル未満のものである場合は、1平方メ

改正後

- 件に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 2 占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、その分を月割で計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 3 単価を算出するに当たっては、近傍価格が前年度の当該占用に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.2を乗じて得た額(以下「調整近傍価格」という。)を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。
- 4 この表において「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものをいい、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 この表において「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものをいい、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 6 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

2 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	1立方メートル	143円	客土用又は盛土用土砂で砂利の入れないもの
砂		176円	直径0.5センチメートル未満のもの
切込砂利		176円	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂交じりのもの

改正前

ートル又は1メートルとして計算する。

- 2 許可期間に1年未満の端数があるときは、その分を月割りで計算する。

2 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	1立方メートル	110円	
砂		140円	
切込砂利		140円	

改正後		改正前	
砂利	176円	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂を含まないもの	140円 栗石を含む。
栗石	176円	直径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの	
玉石	231円	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの	180円
転石	979円	直径30センチメートル以上のもの	770円
芝草	55円	1平方メートル	50円
木杭	110円	1束 胴径30センチメートルで元口径4センチメートル以内、長さ1.2メートルのものを標準とする。	100円 胴径30センチメートルで元口径4センチメートル以内、長さ1.2メートル以内
粗朶	66円	胴径30センチメートルで長さ3.5メートルのものを標準とする。	60円 胴径30センチメートルで長さ3.5メートル
帯梢	110円	1束(25本) 1本につき元口径3センチメートルで長さ3.5メートルのものを標準とする。	100円 1本につき元口径3センチメートルで長さ3.5メートル
雑草	77円	100キログラム	50円 70円
その他	市長が定める額		市長が定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北広島市準用河川占用料等徴収条例及び第2条の規定による改正後の北広島市普通河川管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る占用料については適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について

北広島市火災予防条例（昭和 37 年広島村条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 2 年 11 月 27 日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例

北広島市火災予防条例(昭和37年広島村条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第51条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第51条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号及び第31条の5第2項第2号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

改正後	改正前
<p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u>について、<u>操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。</u></p> <p>ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>エ <u>制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(水素ガスを<u>充填</u>する気球)</p> <p>第17条 水素ガスを<u>充填</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充填</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 水素ガスの<u>充填</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p>	<p>(水素ガスを<u>充てん</u>する気球)</p> <p>第17条 水素ガスを<u>充てん</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充てん</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 水素ガスの<u>充てん</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(10)～(12) 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 水素ガスを充填する気球</u></p>	<p>(10)～(12) 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 水素ガスを充てんする気球</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第6号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名称及び数量 | 仮想サーバー基盤機器等更新一式 |
| 2 | 取得の方法 | 北海道市町村備荒資金組合からの譲渡取得 |
| 3 | 取得予定価格 | 29,260,000円（うち消費税及び地方消費税2,660,000円） |
| 4 | 取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚野孝夫 |

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

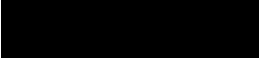
各種システムの稼働のために運用している仮想サーバー基盤機器等を更新するものです。

議案第7号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年3月21日に発生した倒木による列車の運休及び遅延事故について和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 和解の内容 | 別紙示談書のとおり |
| 2 和解の相手方 |  株式会社 |
| 3 損害賠償の額 | 4,404,789円 |

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

事故の和解及び損害賠償の額を定めるものです。

議案第 8 号

指定管理者の指定について（北広島団地住民センター及び北広島東記念館）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 施設の名称 | (1) 北広島団地住民センター
(2) 北広島東記念館 |
| 2 指定する団体 | |
| 住所 | 北広島市美沢 1 丁目 6 番地 4 |
| 名称 | 特定非営利活動法人 N P O ・ 連 ・ きたひろしま |
| 代表者名 | 理事長 多田治夫 |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで |

令和 2 年 11 月 27 日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

議案第9号

指定管理者の指定について（北広島市ふれあい学習センター）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 北広島市ふれあい学習センター |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 住所 | 北広島市松葉町6丁目1番地C-204 |
| | 名称 | 特定非営利活動法人生涯学習推進委員会ゆめ |
| | 代表者名 | 理事長 長崎 宏 |
| 3 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

議案第10号

指定管理者の指定について（北広島市広葉交流センター）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 北広島市広葉交流センター |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 住所 | 北広島市稲穂町西4丁目4番地9 |
| | 名称 | 特定非営利活動法人いこーよ友の会 |
| | 代表者名 | 理事長 小山田 慶二 |
| 3 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

議案第 1 1 号

指定管理者の指定について（北広島市駐車場）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 市営東駐車場
(2) 市営西駐車場 |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 住所 | 札幌市中央区南 4 条西 1 3 丁目 1 番 8 号 |
| | 名称 | 株式会社キタデン |
| | 代表者名 | 代表取締役 伏 木 進 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 6 年 3 月 3 1 日まで |

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

議案第12号

指定管理者の指定について（北広島市住民プール）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 施設の名称 | (1) 東部住民プール
(2) 西部プール
(3) 大曲住民プール
(4) 西の里住民プール
(5) 緑葉公園プール
(6) 白樺プール |
| 2 指定する団体 | |
| 住所 | 北広島市中央3丁目8番地2
第6ニューオータニビル |
| 名称 | 北島工業株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役 石田 信 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

議案第13号

(第11号)

令和2年度北広島市一般会計補正予算(第10号)

(第11号)

令和2年度北広島市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ553,607千円を増額
36,236,187千円

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~36,192,887~~千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		13,087,362		13,422,067
		13,044,062	334,705	13,378,767
	1 国庫負担金	3,014,980	137,425	3,152,405
	2 国庫補助金	10,060,588		10,257,868
		10,017,288	197,280	10,214,568
17 道支出金		1,856,629	15,552	1,872,181
	1 道負担金	1,312,877	10,788	1,323,665
	2 道補助金	386,573	4,764	391,337
19 寄附金		604,010	157,516	761,526
	1 寄附金	604,010	157,516	761,526
20 繰入金		434,719	7,803	442,522
	1 基金繰入金	434,719	7,803	442,522
21 繰越金		107,034	7,698	114,732
	1 繰越金	107,034	7,698	114,732
22 諸収入		1,041,280	5,133	1,046,413
	5 雑入	672,670	5,133	677,803
23 市債		3,560,500	25,200	3,585,700
	1 市債	3,560,500	25,200	3,585,700
歳入合計		35,682,580		36,236,187
		35,639,280	553,607	36,192,887

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,489,193	118,352	7,607,545
	1 総務管理費	6,737,163	47,191	6,784,354
	2 企画費	588,648	38,324	626,972
	4 戸籍住民基本台帳費	39,960	32,837	72,797
3 民生費		9,589,292		9,852,845
		9,545,992	263,553	9,809,545
	1 社会福祉費	3,849,123	51,293	3,900,416
	2 児童福祉費	3,452,918		3,547,502
		3,409,618	94,584	3,504,202
	3 医療給付費	1,298,701	1,005	1,299,706
	4 生活保護費	974,534	116,671	1,091,205
4 衛生費		1,418,144	10,215	1,428,359
	1 保健衛生費	527,778	10,215	537,993
7 土木費		6,494,404	7,869	6,502,273
	2 道路橋梁費	5,147,021	3,464	5,150,485
	4 都市計画費	1,082,991	4,405	1,087,396
8 消防費		210,459	2,968	213,427
	1 消防費	210,459	2,968	213,427
9 教育費		2,216,195	150,650	2,366,845
	1 教育総務費	668,089	38,919	707,008
	3 中学校費	215,819	99,213	315,032
	4 社会教育費	345,271	7,871	353,142
	5 保健体育費	709,416	4,647	714,063
歳 出 合 計		35,682,580		36,236,187
		35,639,280	553,607	36,192,887

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	1 土木管理費	土木事務所移転整備事業	71,080
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	327,000
9 教育費	3 中学校費	緑陽中学校校舎・講堂防音機能復旧事業	99,213

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
生活困窮者自立支援事業委託	令和2年度から 令和5年度まで 4年間以内	77,626
小学校給食調理業務委託	令和2年度から 令和5年度まで 4年間以内	191,498
中学校給食調理業務委託	令和2年度から 令和5年度まで 4年間以内	266,537
北広島団地住民センター及び北広島東記念館管理運営業務委託	令和2年度から 令和7年度まで 6年間以内	必要とする当該 年度の予算で措 置する額
北広島市ふれあい学習センター管理運営業務委託	令和2年度から 令和7年度まで 6年間以内	必要とする当該 年度の予算で措 置する額
北広島市広葉交流センター管理運営業務委託	令和2年度から 令和7年度まで 6年間以内	必要とする当該 年度の予算で措 置する額
北広島市駐車場管理運営業務委託	令和2年度から 令和5年度まで 4年間以内	必要とする当該 年度の予算で措 置する額
北広島市住民プール管理運営業務委託	令和2年度から 令和7年度まで 6年間以内	必要とする当該 年度の予算で措 置する額

第4表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
緑陽中学校校舎・講堂防音機能復旧事業債	600	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	25,800	同 左	同 左	同 左

令和 2 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 1
(一般会計補正予算第 1-0 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	13,087,362		13,422,067
	13,044,062	334,705	13,378,767
17 道支出金	1,856,629	15,552	1,872,181
19 寄附金	604,010	157,516	761,526
20 繰入金	434,719	7,803	442,522
21 繰越金	107,034	7,698	114,732
22 諸収入	1,041,280	5,133	1,046,413
23 市債	3,560,500	25,200	3,585,700
	35,682,580		36,236,187
歳入合計	35,639,280	553,607	36,192,887

歳入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	3,014,980	137,425	3,152,405
計	3,014,980	137,425	3,152,405

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	5,929,243	40,992	5,970,235
2 民生費国庫補助金	352,203 308,903	1,900	354,103 310,803
3 衛生費国庫補助金	3,714	3,251	6,965
4 土木費国庫補助金	2,478,483	2,300	2,480,783
5 教育費国庫補助金	213,297	75,737	289,034
7 地方創生臨時交付金	695,318	71,100	766,418
8 消防費国庫補助金	0	2,000	2,000
計	10,060,588 40,017,288	197,280	10,257,868 40,214,568

17款 道支出金

1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,308,323	10,788	1,319,111
-----------	-----------	--------	-----------

17 道支出金

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	6,778	障害者自立支援事業負担金	813
		障害者医療費国庫負担金	5,965
2 児童福祉費負担金	43,145	施設型給付費等負担金	43,145
4 生活保護費等負担金	87,502	生活保護費等負担金	87,502

1 総務管理費補助金	11,925	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	11,114
		マイナポイント事業費補助金	811
3 戸籍住民基本台帳費補助金	29,067	個人番号カード交付事業費補助金	29,067
1 社会福祉費補助金	1,700	介護保険システム整備費補助金	1,700
4 医療給付費補助金	200	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	200
1 保健衛生費補助金	3,251	母子保健医療対策総合支援事業補助金	793
		環境保全活動車購入事業交付金（再編交付金）	2,458
1 道路橋梁費補助金	2,300	道路維持作業車購入事業交付金（再編交付金）	2,300
2 中学校費補助金	71,137	緑陽中学校校舎・講堂防音機能復旧事業補助金	71,137
3 社会教育費補助金	3,300	芸術文化ホール設備整備事業交付金（再編交付金）	3,300
5 保健体育費補助金	1,300	体育施設備品整備事業交付金（再編交付金）	1,300
1 地方創生臨時交付金	71,100	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	71,100
1 消防費補助金	2,000	消防活動用資機材整備事業交付金（再編交付金）	2,000

1 社会福祉費負担金	3,388	障害者自立支援事業負担金	406
		障害者医療費道費負担金	2,982
2 児童福祉費負担金	7,400	施設型給付費等負担金	7,400

目	補正前の額	補正額	計
計	1,312,877	10,788	1,323,665

17款 道支出金

2項 道補助金

2 民生費道補助金	257,046	4,764	261,810
計	386,573	4,764	391,337

19款 寄附金

1項 寄附金

1 一般寄附金	600,010	150,000	750,010
2 総務費寄附金	4,000	3,610	7,610
3 民生費寄附金	0	300	300
4 教育費寄附金	0	3,606	3,606
計	604,010	157,516	761,526

20款 繰入金

1項 基金繰入金

12 財政調整基金繰入金	141,749	7,803	149,552
計	434,719	7,803	442,522

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	107,034	7,698	114,732
計	107,034	7,698	114,732

22款 諸収入

5項 雑入

3 雑入	672,304	5,133	677,437
計	672,670	5,133	677,803

22 諸収入

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

1 社会福祉費補助金	264	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	264
2 児童福祉費補助金	4,500	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	4,500

1 一般寄附金	150,000	一般寄附金	150,000
1 企画費寄附金	3,610	北海道ボールパーク基金寄附金	3,610
1 社会福祉費寄附金	300	地域福祉基金寄附金	300
1 教育総務費寄附金	606	図書購入費寄附金	306
		奨学基金寄附金	300
2 社会教育費寄附金	3,000	図書購入費寄附金	3,000

1 財政調整基金繰入金	7,803	財政調整基金とりくずし	7,803

1 繰越金	7,698	前年度繰越金	7,698

3 保険金	4,405	市民総合賠償補償保険金	4,405
7 その他の雑入	728	札幌市里塚斎場火葬場利用サービス料	728

23款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
6 教育債	35,400	25,200	60,600
計	3,560,500	25,200	3,585,700

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 中学校債	25,200	緑陽中学校校舎・講堂防音機能復旧事業債 25,200

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	7,489,193	118,352	7,607,545
3 民生費	9,589,292		9,852,845
	9,545,992	263,553	9,809,545
4 衛生費	1,418,144	10,215	1,428,359
7 土木費	6,494,404	7,869	6,502,273
8 消防費	210,459	2,968	213,427
9 教育費	2,216,195	150,650	2,366,845
	35,682,580		36,236,187
歳出合計	35,639,280	553,607	36,192,887

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
75,092	0	3,610	39,650
154,877	0	300	108,376
3,251	0	728	6,236
2,300	0	4,405	1,164
2,000	0	0	968
112,737	25,200	3,606	9,107
350,257	25,200	12,649	165,501

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
11 防災費	46,141	2,706	48,847	国庫支出金 2,400	0		306
13 情報化推進費	220,463	44,485	264,948	国庫支出金 41,040	0		3,445
計	6,737,163	47,191	6,784,354	国庫支出金 43,440	0		3,751

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	292,082	38,324	330,406		0	寄附金 3,610	34,714
計	588,648	38,324	626,972		0	寄附金 3,610	34,714

2款 総務費

4項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	39,960	32,837	72,797	国庫支出金 31,652	0		1,185
計	39,960	32,837	72,797	国庫支出金 31,652	0		1,185

(単位：千円)

節		説	明	
区 分	金 額			
17 備品購入費	2,706	新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業		2,706
		備品購入費	2,706	
11 役務費	101	総合情報システム管理事業		8,529
12 委託料	10,674	委託料	8,529	
13 使用料及び 賃借料	1,375	保守・点検・整備委託	8,529	
17 備品購入費	32,335	情報通信基盤設備管理事業		35,956
		役務費	101	
		委託料	2,145	
		保守・点検・整備委託	2,145	
		使用料及び賃借料	1,375	
		備品購入費	32,335	

7 報償費	30,495	企画振興経費		3,610
11 役務費	873	積立金	3,610	
13 使用料及び 賃借料	3,346	ふるさと応援事業		34,714
		報償費	30,495	
24 積立金	3,610	役務費	873	
		使用料及び賃借料	3,346	

12 委託料	2,585	戸籍住民基本台帳経費		3,770
17 備品購入費	1,185	委託料	2,585	
18 負担金補助 及び交付金	29,067	保守・点検・整備委託	2,585	
		備品購入費	1,185	
		個人番号カード管理経費		29,067
		負担金補助及び交付金	29,067	
		分担金・負担金	29,067	

2 総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	1,386,600	35,623	1,422,223	国庫支出金 1,700	0	寄附金 300	33,623
2 高齢福祉費	94,736	1,850	96,586		0		1,850
3 障がい福祉費	2,236,659	13,556	2,250,215	国庫支出金 6,778 道支出金 3,388	0		3,390
5 子ども発達支援センター費	125,548	264	125,812	道支出金 264	0		
計	3,849,123	51,293	3,900,416	国庫支出金 8,478 道支出金 3,652	0	寄附金 300	38,863

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	777,514 734,214	4,500	782,014 738,714	道支出金 4,500	0		
2 保育総務費	1,790,248	90,084	1,880,332	国庫支出金 43,145 道支出金 7,400	0		39,539
計	3,452,918 3,409,618	94,584	3,547,502 3,504,202	国庫支出金 43,145 道支出金 11,900	0		39,539

(単位：千円)

節		説	明	
区 分	金 額			
24 積立金	310	福祉行政経費		310
27 繰出金	35,313	積立金	310	
		介護保険特別会計繰出金		35,313
		繰出金	35,313	
18 負担金補助 及び交付金	1,850	福祉人材確保対策事業		1,850
		負担金補助及び交付金	1,850	
		交付金	1,850	
19 扶助費	13,556	障がい者補装具支給事業		1,626
		扶助費	1,626	
		自立支援医療給付事業（更生医療・育成医療）		11,930
		扶助費	11,930	
10 需用費	64	子ども発達支援事業		264
11 役務費	7	需用費	64	
12 委託料	66	役務費	7	
17 備品購入費	127	委託料	66	
		保守・点検・整備委託	66	
		備品購入費	127	

18 負担金補助 及び交付金	4,500	子育て支援施設等感染症対策事業		4,500
		負担金補助及び交付金	4,500	
		補助金・助成金・賛助金	3,000	
		扶助費的性格なもの	1,500	
19 扶助費	50,436	保育所運営経費		4,480
22 償還金利子 及び割引料	39,648	償還金利子及び割引料	4,480	
		教育・保育施設給付事業		76,291
		扶助費	50,436	
		償還金利子及び割引料	25,855	
		子育てのための施設等利用給付事業		9,313
		償還金利子及び割引料	9,313	

3 民生費

3款 民生費

3項 医療給付費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療費	990,630	1,005	991,635	国庫支出金 200	0		805
計	1,298,701	1,005	1,299,706	国庫支出金 200	0		805

3款 民生費

4項 生活保護費

2 扶助費	955,967	116,671	1,072,638	国庫支出金 87,502	0		29,169
計	974,534	116,671	1,091,205	国庫支出金 87,502	0		29,169

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2 健康推進費	264,330	2,110	266,440	国庫支出金 793	0		1,317
4 火葬場管理費	31,501	4,459	35,960		0	諸収入 728	3,731
5 公害対策費	20,234	3,646	23,880	国庫支出金 2,458	0		1,188
計	527,778	10,215	537,993	国庫支出金 3,251	0	諸収入 728	6,236

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	745,716	3,464	749,180	国庫支出金 2,300	0		1,164
計	5,147,021	3,464	5,150,485	国庫支出金 2,300	0		1,164

7款 土木費

4項 都市計画費

3 公園管理費	184,608	4,405	189,013		0	諸収入 4,405	
---------	---------	-------	---------	--	---	--------------	--

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
27 繰出金	1,005	後期高齢者医療特別会計繰出金 繰出金	1,005 1,005

19 扶助費	116,671	生活保護費等支給事業 扶助費	116,671 116,671

12 委託料	1,586	妊産婦保健推進事業	2,110
18 負担金補助 及び交付金	290	委託料	1,586
		保健福祉関連委託	1,586
22 償還金利子 及び割引料	234	負担金補助及び交付金	290
		医療費関連	290
		償還金利子及び割引料	234
13 使用料及び 賃借料	4,459	札幌市里塚斎場火葬場利用サービス事業	4,459
		使用料及び賃借料	4,459
17 備品購入費	3,646	公害対策経費	3,646
		備品購入費	3,646

17 備品購入費	3,464	市道維持管理経費	3,464
		備品購入費	3,464

21 補償補填及 び賠償金	4,405	公園管理経費	4,405
		補償補填及び賠償金	4,405

7 土木費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	1,082,991	4,405	1,087,396		0	諸収入 4,405	

8款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	157,457	2,968	160,425	国庫支出金 2,000	0		968
計	210,459	2,968	213,427	国庫支出金 2,000	0		968

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	609,571	38,919	648,490	国庫支出金 34,500	0	寄附金 606	3,813
計	668,089	38,919	707,008	国庫支出金 34,500	0	寄附金 606	3,813

9款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	134,743	99,213	233,956	国庫支出金 71,137	25,200		2,876
計	215,819	99,213	315,032	国庫支出金 71,137	25,200		2,876

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

10 需用費	462	消防活動用資機材整備事業	2,968
11 役務費	31	需用費	462
17 備品購入費	2,425	役務費	31
18 負担金補助 及び交付金	50	備品購入費	2,425
		負担金補助及び交付金	50
		会議等負担金	50

10 需用費	306	教育振興経費	300
11 役務費	3,508	積立金	300
12 委託料	34,805	学校 I C T 環境整備事業	38,313
24 積立金	300	役務費	3,508
		委託料	34,805
		保守・点検・整備委託	34,805
		学校図書館活用事業	306
		需用費	306

10 需用費	114	緑陽中学校校舎・講堂防音機能復旧事業	99,213
12 委託料	1,551	需用費	114
14 工事請負費	97,548	委託料	1,551
		調査・設計・監理等委託	1,551
		工事請負費	97,548

9 教育費

9款 教育費

4項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 芸術文化ホール管理費	38,748	4,871	43,619	国庫支出金 3,300	0		1,571
9 図書館運営費	94,369	3,000	97,369		0	寄附金 3,000	
計	345,271	7,871	353,142	国庫支出金 3,300	0	寄附金 3,000	1,571

9款 教育費

5項 保健体育費

2 体育施設管理費	116,301	1,908	118,209	国庫支出金 1,300	0		608
3 学校給食総務費	10,756	2,739	13,495	国庫支出金 2,500	0		239
計	709,416	4,647	714,063	国庫支出金 3,800	0		847

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
17 備品購入費	4,871	芸術文化ホール管理経費 備品購入費	4,871 4,871
10 需用費	3,000	図書館サービス提供事業 需用費	3,000 3,000

17 備品購入費	1,908	体育施設管理経費 備品購入費	1,908 1,908
10 需用費	2,207	学校給食調理場感染症対策事業 需用費	2,739 2,207
12 委託料	229	委託料	229
17 備品購入費	303	保守・点検・整備委託 備品購入費	229 303

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国(道)支出金	地方債	その他		
生活困窮者自立支援 事業委託	77,626	-	-	令和2 ～ 令和5	77,626	44,598				33,028
小学校給食調理業務 委託	191,498	-	-	令和2 ～ 令和5	191,498				8,772	182,726
中学校給食調理業務 委託	266,537	-	-	令和2 ～ 令和5	266,537					266,537
北広島団地住民セン ター及び北広島東記 念館管理運営業務委 託	必要とする 当該年度の 予算で措置 する額	-	-	令和2 ～ 令和7	限度額 に同じ				使用料その 他の施設に 係る歳入の 額	限度額から 使用料その 他の施設に 係る歳入の 額を差し引 いた額
北広島市ふれあい学 習センター管理運営 業務委託	必要とする 当該年度の 予算で措置 する額	-	-	令和2 ～ 令和7	限度額 に同じ				使用料その 他の施設に 係る歳入の 額	限度額から 使用料その 他の施設に 係る歳入の 額を差し引 いた額
北広島市広葉交流セ ンター管理運営業務 委託	必要とする 当該年度の 予算で措置 する額	-	-	令和2 ～ 令和7	限度額 に同じ				使用料その 他の施設に 係る歳入の 額	限度額から 使用料その 他の施設に 係る歳入の 額を差し引 いた額
北広島市駐車場管理 運営業務委託	必要とする 当該年度の 予算で措置 する額	-	-	令和2 ～ 令和5	限度額 に同じ					限度額から 使用料その 他の施設に 係る歳入の 額を差し引 いた額
北広島市住民プール 管理運営業務委託	必要とする 当該年度の 予算で措置 する額	-	-	令和2 ～ 令和7	限度額 に同じ				使用料その 他の施設に 係る歳入の 額	限度額から 使用料その 他の施設に 係る歳入の 額を差し引 いた額

地方債の平成30年度末及び令和元年度末における現在高並びに令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高	令和2年度中増減見込		令和2年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	17,636,998	18,311,572	2,548,100	1,342,409	19,517,263
(1) 総務債	5,360,303	5,278,830	10,900	240,979	5,048,751
うち庁舎	3,417,268	3,407,216	0	55,374	3,351,842
(2) 民生債	339,148	405,923	2,300	40,937	367,286
(3) 衛生債	1,912,236	1,757,914	77,200	168,137	1,666,977
(4) 農林水産業債	64,591	49,641	17,000	9,715	56,926
(5) 商工労働債	87,740	73,320	0	14,420	58,900
(6) 土木債	5,596,339	6,849,393	2,026,500	378,272	8,497,621
うち道路橋梁	2,795,466	3,579,054	1,615,300	198,881	4,995,473
うち公園	428,755	772,282	238,800	40,562	970,520
うち街路	274,651	229,509	0	29,215	200,294
うち区画整理	12,700	0	0	0	0
うち公営住宅	1,945,710	2,154,856	0	78,159	2,076,697
(7) 消防債	461,565	404,366	102,300	66,290	440,376
(8) 教育債	3,183,622	3,022,777	311,900	277,393	3,057,284
うち学校	2,400,780	2,227,641	308,800	228,481	2,307,960
(9) 市場公募債借換債	631,454	469,408	0	146,266	323,142
2 災害復旧債	168,500	335,268	783,800	3,539	1,115,529
3 その他	11,145,256	11,078,850	710,100	857,424	10,931,526
(1) 減税補填債等	255,211	212,616	0	37,172	175,444
(2) 臨時財政対策債	10,890,045	10,866,234	710,100	820,252	10,756,082
合 計	28,950,754	29,725,690	4,042,000	2,203,372	31,564,318

令和2年度起債借入見込額は、令和元年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第14号

令和2年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ260,304千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,883,780千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,071,354	5,270	1,066,084
	1 介護保険料	1,071,354	5,270	1,066,084
2 国庫支出金		965,472	57,801	1,023,273
	1 国庫負担金	743,283	43,926	787,209
	2 国庫補助金	222,189	13,875	236,064
3 支払基金交付金		1,164,642	69,351	1,233,993
	1 支払基金交付金	1,164,642	69,351	1,233,993
4 道支出金		648,576	39,550	688,126
	1 道負担金	600,629	39,550	640,179
6 繰入金		718,095	98,872	816,967
	1 一般会計繰入金	718,095	35,313	753,408
	2 基金繰入金	0	63,559	63,559
歳入	合計	4,623,476	260,304	4,883,780

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		82,972	3,207	86,179
	1 総務管理費	37,262	3,207	40,469
2 保険給付費		4,138,781	256,855	4,395,636
	1 保険給付費	4,138,781	256,855	4,395,636
5 諸支出金		7,643	242	7,885
	1 償還金及び還付加算金	7,643	242	7,885
歳 出	合 計	4,623,476	260,304	4,883,780

令和 2 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第 2 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	1,071,354	5,270	1,066,084
2 国庫支出金	965,472	57,801	1,023,273
3 支払基金交付金	1,164,642	69,351	1,233,993
4 道支出金	648,576	39,550	688,126
6 繰入金	718,095	98,872	816,967
歳入合計	4,623,476	260,304	4,883,780

歳入

1款 介護保険料

1項 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者介護保険料	1,071,354	5,270	1,066,084
計	1,071,354	5,270	1,066,084

2款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 介護給付費負担金	743,283	43,926	787,209
計	743,283	43,926	787,209

2款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 調整交付金	126,214	10,173	136,387
5 介護保険災害等臨時特例補助金	0	3,702	3,702
計	222,189	13,875	236,064

3款 支払基金交付金

1項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,111,219	69,351	1,180,570
計	1,164,642	69,351	1,233,993

4款 道支出金

1項 道負担金

1 介護給付費負担金	600,629	39,550	640,179
計	600,629	39,550	640,179

6款 繰入金

1項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	513,591	32,106	545,697
5 その他一般会計繰入金	84,472	3,207	87,679
計	718,095	35,313	753,408

6款 繰入金

2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	0	63,559	63,559
計	0	63,559	63,559

6 繰入金

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年賦課分	5,270	特別徴収分	5,270

1 現年度分	43,926	介護給付費負担金	43,926

1 現年度分調整 交付金	10,173	現年度分調整交付金	10,173
1 介護保険災害 等臨時特例補 助金	3,702	介護保険災害等臨時特例補助金	3,702

1 現年度分	69,351	介護給付費交付金	69,351

1 現年度分	39,550	介護給付費負担金	39,550

1 現年度分	32,106	介護給付費繰入金	32,106
1 事務費繰入金	3,207	事務費繰入金	3,207

1 介護給付費準 備基金繰入金	63,559	介護給付費準備基金とりくずし	63,559

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	82,972	3,207	86,179
2 保険給付費	4,138,781	256,855	4,395,636
5 諸支出金	7,643	242	7,885
歳出合計	4,623,476	260,304	4,883,780

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	3,207	0
97,109	0	165,016	5,270
242	0	0	0
97,351	0	168,223	5,270

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	37,262	3,207	40,469		0	繰入金 3,207	
計	37,262	3,207	40,469		0	繰入金 3,207	

2款 保険給付費

1項 保険給付費

1 保険給付費	4,138,781	256,855	4,395,636	国庫支出金 57,559 道支出金 39,550	0	繰入金 95,665 支払基金交 付金 69,351	5,270
計	4,138,781	256,855	4,395,636	国庫支出金 57,559 道支出金 39,550	0	繰入金 95,665 支払基金交 付金 69,351	5,270

5款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

1 第1号被保 険者保険料 還付金	1,500	242	1,742	国庫支出金 242	0		
計	7,643	242	7,885	国庫支出金 242	0		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	3,207	一般管理費	3,207
		委託料	3,207
		保守・点検・整備委託	3,207

11 役務費	163	保険給付費	256,855
18 負担金補助 及び交付金	256,692	役務費	163
		負担金補助及び交付金	256,692
		医療費関連	256,692

22 償還金利子 及び割引料	242	第1号被保険者保険料還付金	242
		償還金利子及び割引料	242

5 諸支出金

議案第15号

令和2年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,005千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ946,015千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		200,920	1,005	201,925
	1 一般会計繰入金	200,920	1,005	201,925
歳入	合計	945,010	1,005	946,015

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,749	1,005	7,754
	1 総務管理費	3,386	1,005	4,391
歳 出	合 計	945,010	1,005	946,015

令和 2 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	200,920	1,005	201,925
歳入合計	945,010	1,005	946,015

歳入

2款 繰入金

1項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 事務費繰入金	28,188	1,005	29,193
計	200,920	1,005	201,925

2 繰入金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 事務費繰入金	1,005	事務費繰入金 1,005

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	6,749	1,005	7,754
歳出合計	945,010	1,005	946,015

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	1,005	0
0	0	1,005	0

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	3,386	1,005	4,391		0	繰入金 1,005	
計	3,386	1,005	4,391		0	繰入金 1,005	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	1,005	一般管理経費 委託料 保守・点検・整備委託	1,005 1,005 1,005

議案第 16 号

令和 2 年度北広島市下水道事業会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度北広島市下水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

北広島市長 上野正三

第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
下水処理施設外維持管理経費	令和2年度から 令和8年度まで	1,524,000千円

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	下水道 事業収益	国庫 補助金	企業債
下 水 処 理 施 設 外 維 持 管 理 経 費	1,524,000	-	-	令和2年度 ～ 令和8年度	1,524,000	1,524,000	0	0